

社会福祉法人朝日会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人朝日会の（以下「当法人」という）役員及び評議員等（以下「役員等」という）の報酬等について定めたものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 本規程でいう役員等とは、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。

3 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

	報酬 (日額：源泉所得税別)
理事会出席報酬等	6,000円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

	報酬 (日額：源泉所得税別)
評議員会出席報酬等	6,000円

3 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第5条の報酬はこれを支払わないものとする。

4 出席に係る交通費の実費が、報酬額を超える場合には、その差額を支給する。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業

- 務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。
- 2 常務理事が理事会に及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。ただし、常務理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。
 - 3 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。ただし、理事または評議員が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。
 - 4 監事が理事会及び評議員選任・解任委員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1より報酬を支払うことができる。
 - 5 交通費の実費が、報酬額を超える場合には、その差額を支給する。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費 (日額)	報酬 (日額：源泉徴収税別)	その他
実 費	24,000円	12,000円	実費

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(報酬等の額)

- 第6条 第4条に規定する勤務報酬を除いたこの法人の全理事の報酬総額は年間60万円以内とする。
- 2 第4条に規定する勤務報酬を除いたこの法人の全監事の報酬総額は年間30万円以内とする。
 - 3 この法人の役員等の報酬額は、報酬額に源泉徴収税額による課税額を加算した額を報酬額とする。

(支給の方法)

第7条 役員等の報酬については、業務従事の都度、手渡しにて支給するものとする。

2 支給にあたっては所得税法上報酬扱いとし、当法人による源泉徴収後の手取金額として支給する。

(兼務役員)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(改正)

第9条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て評議員会で議決しなければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

(改訂履歴)

令和2年4月1日 一部改訂

令和5年6月1日 一部改訂

別表 1

名 称	報 酬 (源泉徴収税別)	備 考
理事長業務報酬等 (日額)	12,000円	
常務理事業務報酬等 (月額)	200,000円	職員との兼務がない場合
理事及び評議員業務報酬等 (日額)	6,000円	職員との兼務がない場合
監事監査指導報酬等 (日額)	12,000円	